

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月12日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第46号

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例施行規則（平成24年富山県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「第4条第6号」を「第4条第8号」に、「第5号」を「第7号」に改め、同条第1号中「は1年以上」を「は2年以上」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「もの」の次に「（同条第1号に規定する卒業生にあつては1年以上、同条第2号に規定する卒業生にあつては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同条第2号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は同条第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「次条第2項第5号」を「次条第1項第4号及び第2項第4号」に、「水道に」を「水道等に」に改め、「有するもの」の次に「（6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (4) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者（次条第1項第5号及び第2項第5号において「1級土木施工管理検定合格者」という。）であつて、

3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有するものに限る。）

第2条第1項各号列記以外の部分中「同項第2号及び第3号」を「同項第1号から第3号まで」に改め、同項第1号中「第4号」を「第5号」に、「学科目」を「課程」に、「次項第2号」を「次項第1号」に改め、同項第2号中「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の2号を加える。

- (4) 技術士試験合格者であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (5) 1級土木施工管理検定合格者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第2条第2項各号列記以外の部分中「第5条第2項第7号」を「第5条第2項第4号」に、「第6号」を「第3号」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「第5条第2項第1号、第3号及び第4号」を「第4条第1号、第3号及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「。第4号」を「。次号」に、「同項第4号」を「同条第5号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「及び学科目」を削り、「同項第3号若しくは第4号」を「前号」に改め、「又は学科目」を削り、「後、それぞれ当該各号」の次に「の卒業者ごと」を加え、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 前項第3号に掲げる者

第2条第2項第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 技術士試験合格者であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (5) 1級土木施工管理検定合格者であって、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第2条第2項第6号を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月12日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第47号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「第4条第3項」を「第4条第3項第1号」に改め、同条中「第4条第3項」を「第4条第3項第1号」に、「同項」を「同号」に改める。

別表第1の41の12の項の(1)中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改め、同表の46の項の(1)のイ中「1,550円」を「1,650円」に改め、同項の(1)のイ中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に改め、同項の(1)のウ中「6,600円」を「6,900円」に、「4,100円」を「3,900円」に改め、同項の(2)のイ中「1,750円」を「1,900円」に改め、同項の(2)のイ中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に改め、同項の(2)のウ中「3,350円」を「3,300円」に、「2,550円」を「2,500円」に改め、同項の(3)のイ中「1,750円」を「1,850円」に改め、同項の(3)のイ中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に改め、同項の(3)のウ中「4,050円」を「4,550円」に、「2,600円」を「2,800円」に改め、同項の(4)のイ中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に改め、同項の(4)のイ中「1,500円」を「1,600円」に改め、同項の(5)のイ中「1,700円」を「1,800円」に改め、同項の(5)のイ中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に改め、同項の(5)のウ中「7,650円」を「7,450円」に、「4,800円」を「4,500円」に改め、同項の(6)のイ中「1,700円」を「1,800円」に改め、同項の(6)のイ中「1,550円」を

「1,650円」に改め、同項の(6)のうち「4,350円」を「4,700円」に、「2,900円」を「2,950円」に改め、同表の47の項の(1)のA中「23,400円」を「23,750円」に改め、同項の(1)のI中「4,000円」を「3,800円」に改め、同項の(1)のうち「6,700円」を「6,350円」に改め、同項の(1)のK中「2,350円」を「2,600円」に改め、同項の(1)のQ中「13,050円」を「13,100円」に改め、同項の(1)のR中「5,500円」を「5,550円」に改め、同項の(2)のA中「19,500円」を「19,800円」に改め、同項の(2)のI中「3,550円」を「3,650円」に改め、同項の(2)のうち「6,100円」を「6,250円」に改め、同項の(2)のK中「1,900円」を「1,850円」に改め、同項の(2)のM中「2,050円」を「2,000円」に改め、同項の(2)のQ中「10,550円」を「10,800円」に改め、同項の(2)のR中「4,300円」を「4,350円」に改め、同項の(3)のA中「14,700円」を「14,450円」に改め、同項の(3)のI中「1,250円」を「1,200円」に改め、同項の(3)のうち「2,100円」を「1,900円」に改め、同項の(3)のK中「2,650円」を「2,550円」に改め、同項の(3)のM中「2,550円」を「2,400円」に改め、同項の(3)のR中「4,300円」を「4,350円」に改め、同項の(4)のA中「21,500円」を「22,200円」に改め、同項の(4)のI中「4,250円」を「4,450円」に改め、同項の(4)のうち「7,400円」を「7,750円」に改め、同項の(4)のE中「3,700円」を「3,750円」に改め、同項の(4)のO中「2,550円」を「2,600円」に改め、同項の(4)のK中「14,550円」を「15,100円」に改め、同表の48の項の(1)のA中「14,550円」を「15,100円」に改め、同項の(1)のI中「4,000円」を「3,800円」に改め、同項の(1)のM中「1,500円」を「1,550円」に改め、同項の(1)のQ中「7,800円」を「8,200円」に改め、同項の(1)のR中「3,350円」を「3,400円」に改め、同項の(2)のA中「11,850円」を「12,000円」に改め、同項の(2)のI中「3,550円」を「3,650円」に改め、同項の(2)のQ中「5,750円」を「5,900円」に改め、同項の(3)のA中「9,650円」を「9,950円」に改め、同項の(3)のI中「1,250円」を「1,200円」に改め、同項の(3)のO及びK中「1,300円」を「1,350円」に改め、同項の(3)のQ中「3,700円」を「3,900円」に改め、同項の(4)のA中「12,450円」を「12,850円」に改め、同項の(4)のI中「4,250円」を「4,450円」に改め、同項の(4)のうち「2,050円」を「2,100円」に改め、同項の(4)のE中「2,550円」を「2,600円」に改め、同

項の(4)の才中「9,150円」を「9,500円」に改め、同表の49の項の(1)中「4,400円」を「5,050円」に、「1,900円」を「2,050円」に改め、同項の(2)中「2,550円」を「2,750円」に、「1,750円」を「1,950円」に改め、同項の(3)中「3,100円」を「3,550円」に、「1,650円」を「1,800円」に改め、同項の(4)中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表の49の2の項の(1)中「6,450円」を「6,600円」に改め、同項の(2)中「2,900円」を「2,950円」に改める。

第2条 富山県手数料条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「第4条第3項第1号」を「第4条第2項第1号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第3条（見出しを含む。）の改正規定及び別表第1の41の12の項の改正規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年10月1日

（経過措置）

2 この規則の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この規則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（財政課）

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月12日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第15号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5級の項中「警部補」を「警視又は警部補」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人委・企画・任用課)
